

厚生労働省発開 0209 第 1 号  
令和 6 年 2 月 9 日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱（別紙 1）
- 2 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙 2）

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 職業能力開発校等の施設及び設備の災害復旧に要する経費に関する補助金の特例

新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和五年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げるものとする。 (本則関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)

## 別紙2

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 認定訓練助成事業費補助金制度に係る特例

令和六年能登半島地震により被害を受けた、災害救助法が適用された市町村内の認定職業訓練校の施設及び設備について、県が令和六年能登半島地震により被害を受けたものの災害復旧に要する経費を助成又は援助した場合の認定訓練助成事業費補助金に関し、令和五年度においては、国から県への補助率を二分の一から三分の二に、国の負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げるものとする。〔本則

関係〕

### 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。〔附則関係〕